

船橋市ふれあい収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の者からの協力を得られない高齢者等に対し、市がごみの戸別収集を行い、当該高齢者等のごみ出しに係る負担の軽減を図るとともに、希望者に対しては収集時の声かけを行う事業（以下「ふれあい収集」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(事業実施の基本原則)

第2条 ふれあい収集は、地域における近隣住民の助け合いやボランティア活動を損なうことがないよう十分配慮し、実施するものとする。

(対象者)

第3条 ふれあい収集を利用できる者は、市内に住所を有し、自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の者からの支援を得られない状況にあると認められる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり暮らしの者であって、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表1級若しくは2級に該当する障害又は同表の視覚障害又は肢体不自由の3級に該当する障害を有するもの

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所が重度以上の知的障害と判定した者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級に該当するもの

(2) 前号アからエまでのいずれかに該当する者であって、その同居者も全員が同号アからエまでのいずれかに該当するもの

(3) その他市長が必要があると認める者

(収集するごみ)

第4条 ふれあい収集により収集するごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び有価物の4種目とする。

(利用の申込み)

第5条 ふれあい収集を利用しようとする者は、船橋市ふれあい収集事業利用申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に必要書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(利用の承諾)

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容について訪問その他の方法により必要な調査を行い、利用の諾否を決定し、船橋市ふれあい収集事業利用承諾・不承諾通知書(第2号様式)により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(ごみの排出方法)

第7条 前条の規定により利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、原則として第4条に規定する種類のごみを「船橋市の家庭ごみの出し方」に記載された方法により適正に分別し、排出場所に出すものとする。

2 前項の排出場所は、利用者と協議の上、決定するものとする。

(ふれあい収集の頻度)

第8条 ふれあい収集は、第6条に規定する通知書に記載された曜日において、原則として1週につき1回行う。ただし、4月29日から5月5日および12月28日から翌年の1月3日までの間においては、原則として行わない。

(ふれあい収集時における声かけ)

第9条 市長は、ふれあい収集を行う時には、利用者に対し、声かけを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、声かけを希望しない利用者については、ごみ出しがなかった場合に限り、声かけを行うものとする。

(応答がないときの対応)

第10条 市長は、前条の規定による声かけを行った時において、利用者から応答がないときは、あらかじめ届出がされている連絡先に連絡するものとする。

(ふれあい収集の一時停止及び再開)

第11条 利用者は、入院、旅行その他の事由によりふれあい収集の一時停止をしようとするときは、速やかに市に電話等により連絡するものとする。

2 利用者は、前項の規定により一時停止したふれあい収集を再開しようとするときは、市に電話等により連絡するものとする。

(申込み内容の変更)

第12条 利用者は、第5条の申込みの内容に変更があった場合には、速やかに市に電話等により連絡するものとする。

(ふれあい収集の終了)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に対し船橋市ふれあい収集事業終了届出書(第3号様式)を提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭その他の連絡をもって届出書の提出に代えることができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 施設に入所したとき。
- (3) その他ふれあい収集の必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、ふれあい収集を終了するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による届出によらず、ふれあい収集を終了することができる。

- (1) 利用者が第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第11条第1項の規定によるふれあい収集の一時停止の期間が6か月を超えたとき。
- (3) 次条の規定による現況届の提出がなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段によりふれあい収集の利用の承諾を受けたと認められるとき。
- (5) その他市長が認めたとき。

4 市長は、前2項の規定よりふれあい収集を終了する場合には、船橋市ふれあい収集事業終了通知書(第4号様式)により利用者に対し通知するものとする。

(現況確認)

第14条 市長は、第6条による利用の承諾を行った日から概ね1年ごとに、利用者が第3条に規定する要件を満たしているかどうか、船橋市ふれあい収集事業現況届出書(第5号様式)により確認を行うものとする。

(再調査)

第15条 市長は、必要と認めるときは、申込書の内容について必要な調査を行うことができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に船橋市ふれあい収集実証事業実施要項の規定に基づく船橋市ふれあい収集実証事業の対象となっている者で、平成30年9月30日までに次項の規定により諾否の決定を受けていないものは、第6条の規定にかかわらず、同年10月1日に同条の規定による利用の承諾を受けたものとみなす。この場合において、当該利用の承諾を受けたものとみなされる者に係る当該承諾の有効期間は、平成31年3月31日までとする。

(準備行為)

3 第6条の規定による諾否の決定に関し必要な手続は、この要綱の施行前においても、第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年3月31日から施行する。

船橋市ふれあい収集事業利用申込書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市ふれあい収集事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申込みます。

○申込者本人の状況等について

利用 申 込 者	ふりがな				年 齢		歳
	氏 名						
	生年月日	年	月	日	電 話	自宅 ()	
						携帯 ()	
	住 所	船橋市					
要介護認定 障害の程度等		要介護 (1・2・3・4・5) 障害の程度等 () その他 ()				生活保護受給の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
同居者の有無		<input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり (本人の他に、 人)					
同居者ありの場合、 その状況		ふりがな			続柄	年 齢	要介護認定・ 障害の程度等
		氏 名				歳	
						歳	
						歳	

※介護保険被保険者証・障害者手帳等の写しを添付してください。

家族・親族の有無					<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
ありの場合は、その状況 (居住地が近い順に記載)	続柄		住所				
	続柄		住所				

ホームヘルパーなど、介護・福祉サービスの利用状況		<input type="checkbox"/> 利用なし <input type="checkbox"/> 利用あり	
利用ありの場合、 その状況 (曜日、 時間、内容等)			

現在はどうのごみを出 していますか	
利用申込者 (本人) がごみを ステーションまで排出でき ない理由を記入してください	

○声かけについて

ふれあい収集時の声かけについて		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	
備考			

○地域の「たすけあいの会」の状況について

お住まいの地域で活動する「たすけあいの会」はありますか		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> わからない
ある場合、「たすけあいの会」から、ごみ出しの支援を受けることができますか		<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> わからない
たすけあいの会はあるが、ごみ出し支援が受けられない場合等の理由	<input type="checkbox"/> ごみ出し支援は行っていない <input type="checkbox"/> ボランティアが少なく、対応できない <input type="checkbox"/> その他 ()	

※不明の場合には、お住まいの地域の地区社会福祉協議会へお問い合わせください。

※「たすけあいの会」によるごみ出し支援が受けられる場合には、原則として「たすけあいの会」によるごみ出し支援が優先となります。

○声かけに回答がないときや、ごみ出しが無いときの連絡先について

連絡先	①	ふりがな		本人との関係 <input type="checkbox"/> 家族・親族 () <input type="checkbox"/> 介護等に関わる者 () <input type="checkbox"/> 近隣在住者 <input type="checkbox"/> その他 ()
		氏名		
		住所		
		電話	()	
	②	ふりがな		本人との関係 <input type="checkbox"/> 家族・親族 () <input type="checkbox"/> 介護等に関わる者 () <input type="checkbox"/> 近隣在住者 <input type="checkbox"/> その他 ()
		氏名		
		住所		
		電話	()	

※①の連絡先に最初に連絡し、連絡が取れない場合に、②に連絡をします。

※連絡先の方に対しては、事前に連絡先に記入する旨の了解を得ておいてください。

○申込み代行者について（本人の申込みの場合には、記入不要です。）

申込代行者	申込み代行者が、上記の連絡先のいずれかと同じ場合、右欄にチェックしてください。 (その場合、下欄には氏名の記入のみでかまいません。)		<input type="checkbox"/> 連絡先①と同じ。 <input type="checkbox"/> 連絡先②と同じ。
	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	利用者との関係		

○書類の送付先について

書類送付先（各種通知文、現況確認書類等）	<input type="checkbox"/> 本人の自宅 <input type="checkbox"/> 連絡先① <input type="checkbox"/> 連絡先② <input type="checkbox"/> 申込み代行者		
	その他	()	

※ふれあい収集の対象となった後、概ね1年ごとに、利用者が要件に該当しているか、現況の確認を行います。

同意書

私は、船橋市ふれあい収集事業の利用申込みをするにあたり、下記の事項に同意します。

- 1 ごみは「船橋市の家庭ごみの出し方」に記載された方法により適正に分別し、決められた場所及び時間に出すこと。
- 2 ふれあい収集の対象者要件の確認及び適正な実施を行うために必要があるときは、その必要がある限りにおいて、私及び私の同居者の要介護認定又は障害等級等の内容、ごみ出しの状況その他の生活状況等について、市の関係機関、関係団体、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、生活支援コーディネーター及び民生委員等に対し、照会又は情報提供すること。
- 3 地域のたすけあいの会等のボランティア、ホームヘルパーその他の人からごみ出しについて支援が受けられるようになった場合には、当該支援が優先となること。
- 4 声かけに対して応答がない場合（声かけの希望がない場合には、ごみ出しがなく、声かけに対し応答がない場合）、市は本申込書に記載された連絡先に連絡すること。
- 5 屋内に立ち入っての収集は行わないこと。また、ふれあい収集以外のことについても行わないこと。
- 6 ふれあい収集の実施に際し、住宅や家財等を破損させた場合において、重大な過失がある場合を除き、市は責任を負わないこと。

年 月 日

利用申込者 _____ ⑩

(自署の場合は、押印不要)

(同居者ありの場合には、同居する全員の署名が必要です。)

同居者 _____ ⑩

同居者 _____ ⑩

(自署の場合は、押印不要)

船橋市ふれあい収集事業利用承諾・不承諾通知書

様

船橋市長

印

年 月 日に申込みのあったふれあい収集事業の利用について、船橋市ふれあい収集事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

申込者氏名	
申込者住所	
決定内容	承諾 不承諾
不承諾の場合の理由	
収集を行う日	曜日
収集開始日	年 月 日
排出場所	

(承諾を受けた方への注意事項)

- 1 次の場合には、速やかに市に連絡をしてください。
 - ① 申込みの内容に変更があったとき
 - ② 入院、旅行その他の事由によりふれあい収集の一時停止をしようとするとき
 - ③ ふれあい収集の対象者要件に該当しなくなったとき、他の者の支援を受けられるようになったとき、その他ふれあい収集の必要がなくなったとき
- 2 この通知から概ね1年ごとに、利用者がふれあい収集を受ける要件に該当しているか、現況の確認を行います。

船橋市ふれあい収集事業終了届出書

船橋市長あて

ふれあい収集事業の利用終了について、船橋市ふれあい収集事業実施要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり届出ます。

記

利用者氏名	
利用者住所	
ふれあい収集を終了する理由	<input type="checkbox"/> ふれあい収集の対象者要件に該当しなくなったため。 <input type="checkbox"/> 要介護認定、障害等級等の状況が変わったため (内容) <input type="checkbox"/> 世帯の状況が変わったため (内容) <input type="checkbox"/> 利用者がごみ収集ステーションにごみを排出できるようになったため <input type="checkbox"/> 他の者から支援を受けられるようになったため (内容) <input type="checkbox"/> 船橋市外へ転出するため <input type="checkbox"/> 施設に入所したため <input type="checkbox"/> その他 ()
上記の理由に該当した日	年 月 日

届出代行者氏名		利用者との関係	
届出代行者住所	(連絡先)		

船橋市ふれあい収集事業終了通知書

様

船橋市長

印

ふれあい収集事業の終了について、船橋市ふれあい収集事業実施要綱第13条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者氏名	
利用者住所	

下記の日をもって、ふれあい収集を終了します。

収集終了日	年 月 日
理由	

船橋市ふれあい収集事業現況届出書

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市ふれあい収集事業の利用者について、下記のとおり現況を届出ます。

○本人の状況等について

利 用 者	ふりがな				年 齢	歳
	氏名					
	生年月日	年 月 日	電 話	自宅	()	
				携帯	()	
住 所	船橋市					
要介護認定 障害の程度等	要介護 (1・2・3・4・5) 障害の程度等 () その他 ()					
同居者の有無	<input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり (本人の他に、 人)					
同居者ありの場合、 その状況	ふりがな	続柄	年齢	要介護認定・ 障害の程度等		
	氏名			歳		
				歳		
				歳		

※介護保険被保険者証・障害者手帳等の写しを添付してください。

家族・親族の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
ありの場合は、その状況 (居住地に近い順に記載)	続柄		住所	
	続柄		住所	

ホームヘルパーなど、介護・福祉サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> 利用なし <input type="checkbox"/> 利用あり
利用ありの場合、 その状況 (曜日、 時間、内容等)	

現在、ご利用者 (本人) は、ごみ収集ステーション までごみを出すことができますか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
--	--

(訪問介護等のサービスを利用している場合のみ) ヘルパー等がごみ出しをすることができますか	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない
できない場合、その理由	

○地域の「たすけあいの会」の状況について

お住まいの地域で活動する「たすけあいの会」はありますか		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> わからない
ある場合、「たすけあいの会」から、ごみ出しの支援を受けることができますか		<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> わからない
たすけあいの会はあるが、 ごみ出し支援が受けられない場合 等の理由	<input type="checkbox"/> ごみ出し支援は行っていない <input type="checkbox"/> ボランティアが少なく、対応できない <input type="checkbox"/> その他 ()	

※不明の場合には、お住まいの地域の地区社会福祉協議会へお問い合わせください。

※「たすけあいの会」によるごみ出し支援が受けられる場合には、原則として「たすけあいの会」によるごみ出し支援が優先となります。

○届出書記入者について（本人の場合には、記入不要です。）

この届出書の記入者	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	連絡先	
	利用者との関係	

○書類の送付先について

ふれあい収集に関する今後の書類送付先 (各種通知文、現況確認書類等)	<input type="checkbox"/> 利用者の自宅 <input type="checkbox"/> 上記の届出書記入者あて	
	その他	()

○連絡先の変更の有無について

声かけに応答がないときや、ごみ出しが無いときの連絡先に変更はありますか	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし
-------------------------------------	---

※変更がある場合には、別紙に新しい連絡先の①氏名②氏名かな③住所④電話番号⑤本人との関係を記入し、添付してください。